

社会福祉法人 日本厚生学園 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～ 2028年3月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についてのパンフレットを作成し、全職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 各年度4月 制度に関するパンフレットの配布、研修および社内報などによる全職員への周知

目標2：年次有給休暇が10日以上付与される全職員（有期契約労働者を含む）の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間7日以上とする。

<対策>

- 各年度4月 パンフレットを作成して取得を促す
- 各年度各月 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 各年度各月 義務化されている日数（5日）以上の取得を促す